

第4回 世田谷区子ども・子育て部会 議事録

日時

平成26年4月10日(木) 15:00～

場所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

和田部会長、森田副部会長、池本委員、猪熊委員、太田委員、加藤委員、相馬委員、普光院委員、松田委員、正岡委員、平林委員、秋元委員、五島委員、坂本委員、萩谷委員、谷合委員、中山委員

欠席委員

天野委員、横矢委員

事務局

岡田子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、上村子ども・若者部副参事、小野児童課長、梅田保育課長、田中保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭課長、片桐若者支援担当課長、岩元教育委員会事務局学務課長、大澤教育委員会事務局副参事

資料

- 1 世田谷区子ども・子育て部会委員名簿
- 2 子ども・子育て支援事業計画需要量見込み算出結果【補正】(平成27年度・全区)
- 3 教育・保育事業の需要量見込み【補正】(地域別・年度別)
- 4 子ども・子育て支援事業の需要量見込み【補正】(年度別)
- 5 子ども・子育て支援新制度の実施までのスケジュール概要
- 6 子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が条例で定める基準について
- 7 現行保育施設の概要一覧

参考資料

- ・基準案についての部会委員からのご意見
- ・第3回世田谷区内における私立幼稚園保護者の「子育てに関するアンケート調査」報告

議事

事務局 : お待たせいたしました。定刻になりましたので第4回子ども・子育て部会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして有り難うございます。議事に入るまで進行を務めさせていただきます私、子ども・若者部子ども育成推進課長の香山でございます。どうぞよろしく願いいたします。平成26年度を迎えまして、区でも人事異動がございました。まず事務局の転入幹部職員を紹介させていただきます。

事務局転入者紹介

委員の皆さまには昨年度から引き続きまして、委員をお務めいただくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の出席についてですが、所用のため、天野委員、横矢委員より欠席の、相馬委員より遅れるという連絡を承っております。

それでは開会にあたりまして、子ども・若者部長の岡田より挨拶をさせていただきます。岡田部長、よろしく願いいたします。

事務局 : 皆さんこんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきまして本当に有り難うございます。今、香山のほうからご紹介がありましたように、今年度から今まで慣れ親しんでいた「子ども部」という名前から、「子ども・若者部」ということで、ちょっとしゃべりづらいですけども、名称が変わりまして、昨年度から若者支援担当課を新設して取り組んでおりましたが、一層若者の支援にも力を入れていくということで部名が変わってございます。

また、今ご紹介申し上げたように、事務局のほうはそれぞれ人事異動で担当が替わるなどしております。皆さまにご迷惑をおかけしないようにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

この子ども・子育て部会も第4回ということで、大変熱心なご議論をこれまでしてきていただきまして、2月の第3回には需要量の見込みについて、それから、新制度に向けて条例で定める事項についてということでご議論いただきました。本日は引き続き、子ども・子育て支援事業計画の需要量見込みの補正について、それから子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が条例で定める基準についての議論をお願いしたいと思っております。

お願いするにあたりまして、委員の皆さまには6月の第2回区議会定例会で条例を制定することを目標にご議論をお願いしてきたところなのですが、実は新制度についての国の検討がご承知のとおり遅れておりまして、まだ政省令も示されていない状況でございます。4月中に政省令が示されることはまず無理であろうというような話も受けております。

私どもとしては新制度を実施するにあたって、区民の皆さんのご理解を進める必要がある。それから事業者の皆さんについても、新しい仕組みの中でどのように事業を進めていくのかということで、6月に条例を制定し、それから来年4月の新制度スタートまでの間に準備期間を取って進めていこうと考えていたところなのですが、今の状況では非常に厳しいだろうということで、9月の第

3 回区議会定例会での条例制定に向けて議論を進めていきたいと考えているところですが。

その関係で、さらにじっくりとご議論いただく時間をとることができた一方で、事業者の皆さん、区民の皆さんには PR の期間が非常に限られるということがございまして、できるだけ決まったこと、わかったことから PR をしていきたいと思っております。こうしたスケジュールの再調整につきまして、ぜひご理解いただきまして、またそれに伴う問題点についてはご指摘いただきまして、私どももほうでも対応していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは 2 時間ほどのお時間になると思いますが、ご議論よろしく願いいたします。

事務局 : 続きまして、お手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず次第でございます。

資料 1 は、世田谷区子ども・子育て部会委員名簿です。

資料 2 は、子ども・子育て支援事業計画需要量見込み算出結果を補正したもので、平成 27 年度の数値でございます。

資料 3 は、地域別、年度別の教育・保育事業の需要量見込みの補正です。

資料 4 は、年度別の子ども・子育て支援事業の需要量見込みの補正です。

資料 5 は、子ども・子育て支援新制度の実施までのスケジュール概要になります。

資料 6 は、子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が条例で定める基準について、1 頁から 15 頁まで、左ホチキス留めになっております。

資料 7 は、現行施設の概要一覧として、A3 になりますが、区が定める認可基準に基づく施設・事業への移行が考えられる施設概要でございます。

また、参考資料としまして、基準案についての部会委員からのご意見をとりまとめたものを配布しております。ホチキス留めでまとめたもので、両面で 6 頁でございます。

次に、第 3 回世田谷区内における私立幼稚園保護者の「子育てに関するアンケート調査」報告で、黄色い冊子です。世田谷区私立幼稚園協会、世田谷区私立幼稚園 PTA 連合会が平成 25 年 9 月に実施した保護者へのアンケート調査についての結果をご提供いただきましたので配布させていただきました。

また、委員の机上には、世田谷区地域保健医療福祉総合計画をお配りしております。

資料は以上でございますが、不足など、ございませんでしょうか。

それでは今後の議事につきましては、和田部会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【(1) 子ども・子育て支援事業計画需要量見込みについて (補正)】

部会長 : 皆さんこんにちは。今お話がありましたように部の名前が変わりましたし、担当されているそれぞれの責任者も多くの方がお替わりになったのですがよろし

くお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、次第の議事 1 の支援事業計画の需要量見込みの補正について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：資料 2 をご覧ください。教育・保育事業の需要量見込みの補正を行うとともに、それに伴い一時預かり事業の需要量見込みについて補正をさせていただきました。

まず 1 枚目の(1)教育・保育の需要量見込みについては、昨年 8 月に実施したニーズ調査の結果から国の手引きにしたがって算出し、前回の子ども・子育て部会でお示したところですが、その結果について、実態との乖離を含め、いくつか区としての論点を提示させていただき、当部会でご議論いただきました。今回は、需要量見込みの一部を補正したものでございます。

まず、教育・保育の需要量見込みを補正しまして、網掛け部分が補正後の数値でございます。補正内容の 1 点目は、国の手引きによると、一番左の、1号認定の算出方法については、働き方によって区分した家庭類型において、保育の必要性のない者のうち、幼稚園を希望する者となっております。そのため、現在、幼稚園を利用している者で、幼稚園以外を希望した者については、1号認定に入らず、また働き方による区分で 2号認定の対象ともならないため、一番右の「在宅子育て等」という区分に入っております。

今回の補正は、これらの在宅子育て等の区分に算出されている者の内、現在、幼稚園を利用している者について、1号認定に移行するもので、1,674 人を移行しました。

2 番目は、国の手引きによると、2号認定「幼稚園利用の想定」の算出方法については、現在、幼稚園を利用している者について、今後も幼稚園を利用することを想定して算出することになっております。これにより 3号認定(0 - 2 歳保育サービス需要) 44.40% に対して、2号認定「その他」(3 - 5 歳保育サービス需要) 32.86% という差が生じております。今回の補正では、2号認定で「幼稚園利用の想定」に該当した者の内、保育を希望する者 1,290 名について、2号認定「その他」へ移行しました。

次に、裏面をご覧ください。(2) - 5 の網掛けのところですが、真ん中から下のところですが、一時預かり事業について、1号認定、2号認定の需要量の変更が影響するため記載の通りとなっております。

その他の子ども・子育て支援の需要見込みにつきましても、現在補正を検討しております。実際の利用率や利用対象の検証などを踏まえて、次回の子ども・子育て部会において確保の方策とともに提示させていただきたいと思っております。

部会長：今、ご説明のあった点について、ご意見・ご質問などございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

副部会長：たぶんこれ、意味がよくわからないと思うのですね。何を言ったらいいのだろうと思っていらっしゃる委員も多いと思うので、私のほうから、ここで議論すべきことを申し上げさせていただきたいと思っております。

この問題は、これに先立つ研究会でも議論になったところなのですが、実態か

らすると、具体的には、0 - 2歳で保育園に行っていた人が、3、4、5歳のところで、保育園以外のところを希望するということはあまりないのではないかと、11ポイントも下がるということはちょっと考えられにくいのでは、という話をしていました。そうすると、今の実態、例えば、先程の話ですと、2号認定で、幼稚園を利用している層がある。しかし、今は実態として幼稚園を利用しているけれども、今後、保育サービスの整備状況が変わっていった場合、幼稚園を希望するか、あるいは保育園を希望するか、あるいは、幼稚園を利用して、次に在宅というケースはほとんどないかもしれませんが、それ以外を希望するということがあるのか。

この辺の、実態として、幼稚園を利用していた人が、その先どういうふうになっていくのかということについて、少し議論をしてみたらどうかと思います。つまり、相対的に幼稚園の需要量が減ることになりますよね。実数としては、そうではないのですが、幼稚園のこの下の段の数値が以前の数値で、そしてこの網掛けの部分が今回の修正後の数値ということですよ。ですから、1号認定そのものとしては幼稚園が増え、2号認定のところが減っていくということになります。具体的には補正の結果、0 - 2歳から3 - 5歳に移る際、保育サービスの需要が約5ポイント減少する。つまりそのくらいの方が幼稚園に移ることを表した結果です。実際に、そういう考え方を取るといいのかどうかということの議論をしなければいけないと思います。

この辺について、実態に合うのかどうか、あるいは、こういう考え方は、本当にアンケートに答えられた方の気持ちなのだろうかというところをきちんと議論したほうがいいと思います。

部会長 : 説明されたものの中身がどういうものなのかということは今、副部会長からお話いただきましたが、その中身の、こういうふうに考えていいのかという確認も含めて、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。もうひとつわからないということであれば、もう一回、説明していただきますが。

副部会長 : 2号認定で1,290人を移行したという、その説明がほしいですね。

事務局 : すいません、少し補足説明をさせていただきます。前回の部会で、下の段の数値をお示ししながら、区として論点をご提示させていただき、0 - 2歳から3 - 5歳で、11%も保育需要が下がるのだろうかというご議論をいただきました。委員の皆さまからは両方のご意見をいただいたと解釈しております。保育施設がこの0 - 2歳の需要を満たすだけ確保されれば、5歳まで同じ保育施設に預け続けたい方も多いので、11ポイントも減らないというご意見がございました。一方で、現在、幼稚園に通っている方で、2歳までは保育園に預け、3歳から幼児教育を幼稚園で受けさせたいとの思いから、幼稚園に移ったという方の声も聞くという2つのご意見をいただきました。

ただ、事務局としましては、ここでいうと、約9,500から6,930をひいた、2,500人超もの、多人数が幼稚園に移行するというのは、果たして実態を反映しているのであろうかという思いから、補正をかけたところです。今、2号認定の働き方で、実際に幼稚園を利用している方はこのまま幼稚園を利用すると思っております。しかしこれは現状の話であり、この需要量見込みは、27年から5年間にわたる将来のニーズを算出するものであり、5年後、保育施設が0 - 2

歳に対して整備されたときに、本当に2,500人も、フルタイム×フルタイムで働いている方が0 - 2歳時に利用していた保育園をやめて幼稚園に移行するだろうかということで、保育の希望の有無により、補正を行ったところです。事務局としても国の手引きと異なる手法を採用するにあたり、検証が必要だと思っております。今回の補正後においても、おおむね1,200から1,300人程度は3号認定から2号認定に切り替わるときに、幼稚園を選ばれるという結果になっております。

それで、確認をさせていただいたのですけれども、私立幼稚園協会さんからご提供いただきました、今お手元に配布してございます黄色のアンケート調査がございまして、これは実態に近いと思っております。3頁の問8をご覧ください。「お子さんが幼稚園入園前、集団生活に参加したことがありますか」という質問に対し、「保育所に行っていた」という選択肢4がございまして。こちらから、現状として、幼稚園に通われているうちの11%ぐらいの方は保育所から幼稚園に移行しているということが読み取れます。この辺は前回の部会でも、口頭で情報提供したところです。

それで、需要量見込みに戻っていただきまして、幼稚園の利用合計のところをみていただきますと、1号認定と2号の一部を合わせて、11,958人を幼稚園の需要総計としているところです。幼稚園のアンケートの数字を使わせていただき、仮に幼稚園利用者の11%が、保育所から移行してきた方とするならば、約12,000人の11%、おおむね1,300人ぐらいの方が保育園から移行する可能性がある方となり、実態・現状と比べても、乖離のある数値ではないことを確認させていただいたうえで、今回お示しさせていただいております。

部会長 : だいぶどんな意味かということがわかってきたような感じもしますが、ご質問がありましたらどうぞ。あるいは、これが大体、実態に合っていると考えていいのか、あるいは、アンケートに答えられた方がそういうことを意識して答えられたのだろうかということについてもご意見をいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員 : 基本的な質問ですが、1号認定の3 - 5歳と、2号認定の幼稚園利用では、どういう違いがあるのでしょうか。2号には保育がついていて、1号認定のほうにはついていないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 : 国の手引きにしたがった算出方法なのですが、まず一番最初に、家庭類型で対象者を決めることになっています。前回のときはお手元に資料をご用意していたのですが、家庭類型を、両親の働き方で、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パート、パート×パート、ひとり親、といった区分で、8タイプの類型に分けたうえで、保育の必要性がある家庭と、保育の必要性がない家庭に、区分します。その上で、保育の必要性がある方で0 - 2歳の方が3号認定の対象、3 - 5歳の方が2号認定の対象、保育の必要性がない3 - 5歳の方が1号認定の対象として算出なさいとなっております。

それがそのままストレートに1号、2号、3号認定の数値となれば分かりやすいのですが、さらにその中で、という条件がつきます。1号認定につきましては、対象である保育が必要性がない3 - 5歳の方のうち、幼稚園を希望している人をこの数字に載せさないというかたちです。その結果、9,720人と算出

されたのですが、実際は、今、幼稚園を利用して、2号に認定される働き方はしていないけれども、保育を希望していますと、1号認定に算出されないことになってしまいます。実態として、今、世田谷区でいうと3 - 5歳のほとんどの方が、何らかの保育施設、または幼稚園に通っておりまして、今回、国の算定でいくと、先程申し上げたような方が算定から漏れてしまい、在宅子育ての方が十数パーセントもいる、というような数字になっています。1つ目に申し上げた1号認定の補正で、在宅子育て等の中から、幼稚園を今利用している人については、1号認定の幼稚園需要に入れて良いはずであるということで行った結果が、9,720人から11,394人への修正ということになります。

委員 : この2号「幼稚園利用の想定」の564人というのは。

事務局 : こちらは先程の家庭類型の話から説明いたしますと、まず保育の必要性がある方のうち、3 - 5歳が2号認定になります。ストレートにいうと、働き方から保育の必要性があるという認定をしていますので、保育の利用が想定されるのですが、国の手引きでは、現在そういう働き方であっても幼稚園を利用している、例えば、幼稚園で預かりをやっているところに通っているとか、そういう方も含めて、今、幼稚園を利用している人は今後も利用し続けるであろうから、幼稚園利用の想定の数に入れなさいとなっています。

その結果、1,854人の方が、働き方として、保育の必要性があるとして2号の認定をされているけれども、幼稚園を使い続ける者として、幼稚園の需要として算出されています。アンケート調査は、今、現時点で聞いておりますので、平成25年度、平成26年度については、現在幼稚園に入っている人は、当然そのまま幼稚園に在園すると思っています。これを27年度以降のニーズと置き換えて考えたときに、0 - 2歳のときに、保育園が利用できていたら、そうした働き方をしている方々全員が幼稚園に移行するかということに疑問を持ち、先程のご説明した2号認定で幼稚園を利用されている方のうち、保育を希望している人は、「その他」つまり保育の需要量に移行したということでございます。

委員 : 今のことに関連してなのですけれども、2号認定だけでも、幼稚園を利用しているという人は、今の状態でいうと、幼稚園の預かり保育等により、仕事をしながらでも幼稚園を利用して、両立できているということですね。それで、将来2号認定として、保育が必要だと認定された場合、どの程度の数が保育所のほうに移るのか、そのまま幼稚園でいくのかということの判断について、先程のような想定をされているということでした。その想定の中では、働いている時間で考えて分けているのでしょうか。

事務局 : 委員がおっしゃるとおり、保育が必要という認定を受けられる方でも、幼稚園と幼稚園の預かりを利用して対応するという方もおそらく一定程度いらっしゃるかと考えております。1号認定の中にもそういう方が一定程度含まれております。

現状の数字とある程度近いのかということもちょっと参考にさせていただいたのですが、現状、12,000人ぐらいの方が区内で幼稚園に在籍されている中で、今後も12,000人程度の幼稚園の需要があるという結果でして、実態にも近い数値なのかなと考えています。

実際には、例えば、認定こども園の幼保連携型が増えてくると、この2号認定

の「その他」であっても、「幼稚園利用の想定」であっても、需要に対する供給としての対象となっておりません。その辺りが、本当にこの需要の分け方が正しかったのかということは、一定期間進めてみて、改めて検証することが必要と考えております。今の時点では、一旦、ニーズと現状を踏まえて需要量を設定し、これを目標に5年間の整備量を決めていきたいというところでございます。

国からも5年間そのままではなく、毎年検証を重ね、29年度の間接年を目安として、必要であれば見直しをなささいという指示をいただいております。今は、子ども・子育て部会ですけれども、今後、子ども・子育て会議として、条例設置の会議体とすることを考えておりますが、そこではそういった議論・検証をさせていただきながら、果たしてこの考え方でよかったのか、例えば、幼稚園の需要というのはいくら多いのではないかと、そういったことを見定めながら、中間年での変更も視野に入れて考えていきたいと思っておりますが、今の時点ではこちらの数値に対して、考え方がおかしいのではないかとといったご意見があればいただきたいと思っております。

委員 : 先程説明していただいたような気もするのですけれども、この1,854人から564人に補正をした、その数字の根拠になっているのは、何を根拠にしているのですか。

事務局 : 数字の根拠は、2号認定という対象、つまり保育の必要性があるという働き方をされている家庭のうち、現在、幼稚園を利用している人が1,854人、そのうち、別の設問になるのですが、利用したい施設は何ですかという問いに対して、なんらかの保育施設・事業を希望している方を移行しました。その結果が1,300人程度ということで、その方々について、2号認定「その他」に参入する、いう作業をしています。

委員 : 保護者の働き方というか、働いている時間とか、そういったものは基準にはされていないということですかね。

事務局 : 今回の補正の際に個別に働いている時間を勘案してはおりませんが、家庭類型を区分する時点で働く時間について考慮されてございます。父母どちらか一方の週あたりの就労時間が48時間未満であれば、その時点で、保育の必要性がない家庭として1号認定の対象となります。48時間から120時間の方については、保育を希望しているかどうかで、保育の必要性の有無を判断しています。従いまして、48時間から120時間の方で、保育を希望していない方は、最初から1号認定の対象となっております。

委員 : 私立幼稚園協会から提出をさせていただきました子育て調査の中の11頁をご覧いただけますでしょうか。この記載は約9,000に近い自由記述を集約して、ここまで絞ったものでございまして、この中の1つに、ご覧いただきますとおわかりですが、11頁の一番下のところに、0、1、2歳児の保育所の定員を増やしてほしいという意見がございます。こうした意見・希望があったわけです。つまり、先程来からの話で、かなり相当量の方はもしかしたら0、1、2歳の保育が充実していれば、そのまま3歳以降も保育園を利用なさったのかもしれないと。言い方を変えれば、推測ですが、仕方なく幼稚園にきたのかもしれないということもありうるかもしれません。推測なのですが、一応、こちらの調

査にはそういったかたちで出てきております。

そして、自由記述の中には、はっきりと、保育所がなかったから幼稚園に進学したという書き方をしている方は少ないわけではありますが、自由記述を詳細に理事会、それからスタッフに読んでもらいますと、かなりそのにおいはするわけです。つまり25年の段階、保育待機児をこれだけ抱えている世田谷区の環境を見たときに、もうはじめから保育はあきらめて、応募をせずに私立幼稚園という選択を、言葉は私たちのほうからしてあまり申し上げたくないのですが、やむなくしたという方は実態としていらっしゃるのだと思います。

部会長 : これが絶対に正しいのだという話ではないので、一応、今の実態にもあわせて、大体こんな感じではないかということで、これから実際を見ながら見直しもしたり、あるいは実態はどう動いているかというのを見ながら進めていくようにしたいということなのですが、とりあえずこういうかたちで需要の量の見込みをするということについて何か、ちょっと問題ではないかというようなことがありますでしょうか。

委員 : 2度目のこちらの会議でもお話をさせていただきましたが、先程、委員から働き方の時間という、要は、子どもに合わせるか、保護者の就労に合わせるか、そうしたことで、働き方の時間というご発言が出ておりました。そして第2回目子ども・子育て部会のときに、これはそもそも論のことを申し上げて恐縮だったのですが、そもそも1号認定というのは施設型給付に移行した幼稚園の数字をあげているわけございまして、施設型給付に移行しない幼稚園という想定も当然出てくるわけでありまして。ここは現在のこの1号、2号、3号というご議論の中では申し上げても仕方がないのですが、これも相当数、実態として、今後は具体的な施策としては踏まえていただかなければいけないことなのかなということをお聞きしております。

委員 : これは、この間のアンケートの集計によって出た現在の実態を分析するための数字ですね。この現在の数字は、以前のものより実態を表しているのかなというふうに思いますし、あのアンケートから読み取っていくとしたら、これからこの先、この数字をもとにどういうふうな考えをしていくのかということが重要だと思います。そのときにこの保育新制度というのですかね、幼稚園とか、なんとかということを含め、とにかくトータルとしての、これからの子どもをどう育てるかということにいったときに、そもそもあの議論が起こったときというのがどういうことを目指していたのかといたら、現在のこの状態では駄目なのだということであったはずで、その中で待機児童の問題があります。それを今のこの制度ではもうにっちもさっちもいかないということ、それから今までは幼稚園だ、保育園だと、親の都合で分けていますよね。親が働いているから保育園を選ぶのだ、あるいは、働いていないから幼稚園を選ぶのだ、教育がほしいから幼稚園を選ぶのだと、いわば親の都合でやってきた。そのことに対して根本的な疑問があったから、この議論はそもそも始まっているのではないかと私は解釈しているのですね。

要は、子どもの側に立った時、子どもというもの、0から6歳の子どもに対して、どういう養護なり教育なりを与えていかなければならないのだろうかということが、そもそもだったと思います。それが幼保一元化とか、幼保一体化と

かいわれる言葉の中にある実態だと思っております、だからそのことを忘れてはいけないと思います。

今の幼稚園だ、保育園だという、分け方の中で、今この数字が出ているわけです。親たちもその分け方の中で選んできているのだけれども、これから本来的な意味の幼保の新制度というところの視点に、どれだけ世田谷区が近づけていくかによって、これは先程、幼保連携型になった場合に、もしかしたら消えていく数字かもしれないというお話が事務局からありましたけれども、まさにそこにリンクしていくところなのではないのかなと思います。

そして、幼稚園のアンケート、まだ、はじめて見たのでちゃんと読んでいないのですけれども、おそらくここに書かれてあることはとても真つ当なことがいっぱい書かれてあるのだらうと思います。そして、本当に疑問に思っているのですけれども、幼稚園が教育をやっている、保育園は教育をやっていないかのごとき議論というのが、非常に国会でも多くあったように思いますけれども、それは、私は嘘だと思っております。

そういった意味で、今、私たち世田谷区がこれから新制度に向かって、この会議そのものもそうですけれども、そこは幼児期の教育を、これから乳幼児への質の良い教育というものを幼稚園だ、保育園だと分けることなく、1つに一本化していく方向性というものを定めていかなければいけないのではないかなと思います。現在はまだ本当に公定価格についても何も示されていないし、私たちはそういう理想ばかり言っているわけではなくて、現実の経営ということも考えていかなければいけないので、まだそこまでいっていないのは当然のことなのですけれども、世田谷区の姿勢もいまだ見えない。要するに、保育園は保育園のまま、待機児の問題を解決していけばいいのではないかと、そして幼稚園もまた今のまましばらく続けていって、公立の幼稚園に関して幼保連携型でやっていってみたいというところに、今あるのではないかと思います。これは世田谷区も、ワーストの待機児を抱えているという、本当に特殊な事情があるのでやむを得ない、内容のところはまだ力を出せないというふうに私は解釈していますけれども、本当のところというのはたぶんもうここにおいでになられている行政の方々は、今とりあえずこれをやっているけれども、でも自分たちは先を見ているよ、というものはたぶんお心の中に深く持っておられることだと私は思っております。

そういうところから考えて、この数字を、今、うんぬんということに関しては、私はこれ以上の、これがたとえ100、200、どちらかに動こうとも大勢に影響はないのではないかなと思っております。ただ、この数字というものの意味することというのは、国が新制度を考えたときの理念に戻って、常に世田谷区はそもそもそのところを心に置きながらみていかないといけない。そのそもそもは何だったのかということ、私は待機児童の問題と、それから幼保一元化、親の事情でもって子どもを保育園だ、幼稚園だと分けていくのではない、ということです。

もう一つ、本当に言いたいのは、今回、教育というのが、学校教育というふうに規定されましたけれども、あれに対しても根本的に疑問を持っていて、本当に生まれたときから乳幼児期、そして小学校へつなげ、小学校は中学校につな

げ、そして大人になり、そして亡くなるまでのそこにつながっているライフというもの、生活、ライフサイクルというもので、ものを見ていかなければいけないと思っております。生涯教育というところでもものを見ていかなければいけないのであって、その中での乳幼児教育というものがどういう意味を持っているのか、乳幼児教育にこそ、世田谷区は資源を費やしていかなくてはならないのではないかと思います。これはもう基本的な考えで、そこを忘れないで、この数字を見ていきたいなというふうに思います。

部会長 : この数字そのものについては、こういうことでいいのではないかと。ただ、これをどう見るかという点でご指摘をいただきました。

委員 : この数字を軸にこれから諮っていかれると思うのですけれども、在宅子育て等というところが、これまでずっと0 - 5歳で書かれていると思うので、ここをできれば、0 - 2歳と3 - 5歳で分けたらどうかと思っています。2歳で認証を出て、入れなくて、今、在宅に振り戻ってきている人とかも結構いるので、本当は、もう少し整備してきたら解消されるのかもしれないのですけれども、ほかのデータがあればそれでいいのですけれども、そういう現状の中では、0 - 5歳をひとくくりだと、ぼんやりしてしまうのかなということだけちょっと心配しています。

部会長 : その辺については何かお考え、事務局のほうからありますか。

事務局 : 国のほうでは、ここの0 - 5の在宅子育て等という区分は特に設けていないところがございます。0 - 2歳・3 - 5歳と、保育の必要性の有無で普通に分けると、4類型に分かれるところ、1号から3号の3種類の認定になっていることから分かりますとおり、0 - 2歳の保育の必要性のない方の区分は設けてございません。

裏面にあります13事業、こうした子ども・子育て支援事業で0 - 2歳の在宅子育てを支援していくのだということです。従いまして、この教育・保育事業の需要には影響を受けない区分ではあるのですが、世田谷区の0 - 5歳の養育状況として、現在、幼稚園対保育園対在宅子育ての割合がおおよそ3対3対4であるといった数値も出てきますので、参考として、記載させていただいている数字ではございます。

委員がおっしゃっていた、0 - 2歳、3 - 5歳に分けた在宅子育ての方の数字というものは、裏面の13事業を考えるときにも必要となってくるというご意見でもあると思いますので、次回また13事業については、需要量見込みを補正し、その考え方等をお示しするときに、あわせてご提示したいと思っております。

【(2) 子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が条例で定める基準について】

部会長 : では、この件についてはよろしいでしょうか。有り難うございました。それでは本件については以上とします。

次に、区が条例で定める基準について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それではまず、資料5をご覧ください。先程、部長の挨拶でも申し上げましたが、ちょうど真ん中の辺りに「認可基準」、「支給認定」、「地域子ども・子育て支援事業」という行がございますので、この、ちょうど真ん中に、「各種基準案(条

例)の検討」ということで、これまでは6月の区議会での条例制定を目指してきました。その上に、国の「政省令の公布」と書いてありますが、内閣府令だったり、あるいは厚生労働省令だったりするのですけれども、それが5月にずれ込む、公定価格の骨格も5月に出ると聞いておりました、そういったことがございますので、事務局としてはこの条例制定を、9月から10月にかけて行われる区議会に提案していきたいということで、その欄が大きく右のほうに3カ月ほどずれ込んだ予定に変更しております。

スケジュール変更により、特に事業者や区民の方への広報だとか、周知、そういった期間が短くなってきますので、その辺は少し工夫をしないといけないと考えているところでございます。一方で、2、3カ月延びることで、部会の場合などご意見をいただける機会を増やすことができることとなります。

続きまして、資料6に基づいてご説明したいと思います。その際には、資料7で、今、区で行っています様々な保育サービスの中で、新制度に関係するものにつきましてA3見開きで一覧表にまとめさせていただいておりますので、この資料7と、参考資料ということで委員の皆さまからこれまでいただいているご意見をそれぞれ項目ごとにまとめさせていただいております6頁の資料、この3つの資料をご覧になりながらご議論いただければと思います。

それではまず資料6ですが、最初の頁の一番上に、区としての条例制定に向けた基本的な考え方を記載しております。現在の区の類似事業、例えば、保育室、保育ママ、認証保育所等の基準が、国の基準案より高い場合には、質の確保の観点から現在の区の基準を採用します。逆に、国基準案のほうが高い場合には国基準案を採用していくということを基本として、皆さま方のご意見を踏まえながら決めていきたいと考えております。

区として条例で基準等を定めなければならないものにつきまして、これからご説明したいと思います。まず1番目が、家庭的保育事業等の認可基準でございます。この「等」とついているのは、地域型保育事業の4事業を指しております。家庭的保育事業や小規模保育事業などがございまして、1頁目に示しているAという部分は、その4つの事業のすべての事業形態に共通する基準です。表の一番左側の「項目」のところをご覧いただきますと、「政省令案A条」となっておりますけれども、この基準につきましては、国から政省令のたたき台が示されておりまして、次の列になるのですが、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に分けて「国基準案概要」欄にございます基準が示されているところで

す。まず「従うべき基準」という場合には、国が示す案が最低基準ということになりますので、条例でその基準を下回る、緩和するということとはできないと考えていただければと思います。それから「参酌すべき基準」ですが、これも多くの項目がございまして、こちらについては、国基準を参考として地域の実情に応じてよく考えなさい、ということなので、国が示している基準を緩和することもできますし、上乘せをすることもできるというふうに考えていただければと思います。

1頁目から2頁目までが共通基準で、共通する基準の中では、児童福祉施設の求められる一般的なこと、例えば、「非常災害対策」、「平等の取扱」、「虐待の禁

止」といったものが入っております。それから、「プライバシーの保護」、「苦情への対応」といったことも示されているところでございます。

3頁からは、4つの事業のそれぞれの基準案でございます。

まずBは、家庭的保育事業の認可基準案になります。地域型保育事業といわれておりますこの4つの事業は、区長が認可権限を持つことになりますので、その設備や運営の面についても区が条例で認可基準定めることになっていまして、都が認可権限を持つ認可保育園とは異なってまいります。認可保育園の基準につきましては、先程のA3横の参考資料をご覧くださいただければと思いますが、一番左側に認可保育所の基準等を参考に載せております。これは引き続き、東京都が定める基準です。

まず、家庭的保育事業については、A3横の資料の右から2つ目の列に家庭的保育事業とございまして、世田谷区では平成22年から、国の補助事業というかたちで、すでに実施しております。この4月で100人を超えるお子さんを預かるような状況になってきておりますが、ほぼこの現行の家庭的保育事業の基準を横引きしたかたちで国の基準は考えられておりまして、例えば、職員数につきましては、0 - 2歳のお子さん3人に対して家庭的保育者が1人、補助者がつく場合は5対2といった基準になっております。

家庭的保育事業の場合、3頁の表の一番下にあります「従うべき基準」で、「連携施設」として、「連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保しなければならない」とあり、通常の運営面でのいろいろなバックアップや、卒園後、3歳になるときの受け皿、こういったことを担う連携施設を確保しなさいという基準になっています。

4頁からは、小規模保育事業の認可基準案ですが、この小規模保育事業の中でさらに3種類に分かれておりまして、この4頁の「A型」というのは、いわゆる分園に近く、認可施設のような施設型に近いかたちの基準が示されています。それからちょっと頁が飛ぶのですけれども、6頁の、小規模保育事業の「C型」というのは、先程の家庭的保育事業、補助者を入れた場合は、お子さん5人に対して2人の保育者が行うというのが基本のユニットといえますが、単位になるのですけれども、それを例えば3グループとか、そういったかたちで行う、いわゆるグループ型の家庭的保育事業という事業形態が現行でもすでにご覧になって、それを小規模保育事業のC型というかたちで類型化しており、その基準が示されています。

それから5頁に戻っていただきまして、この「B型」というのは、「A型」と「C型」のいわゆる中間型といわれているものでございまして、「A型」と比較しますと、「B型」の保育従事者については保育士2分の1以上とされており、いろいろ議論になっているところでございます。この保育士の基準につきましては、国の説明ですと、へき地や離島のようなところ、あるいは大都市部のように待機児童が多い、それも0歳から2歳の待機児童が多いところに機動的に小規模保育事業が展開できるようにということで、こういった類型を設けたということです。こういったことも含めてご議論いただければと思います。

この小規模保育事業につきましても、先程の家庭的保育事業と同じように、各頁の表の一番下に連携施設の確保が、従うべき基準として定められてござい

す。

それから7頁は、居宅訪問型保育事業ということで、いわゆるベビーシッター型の保育事業でございます。表の一番上の保育事業の範囲をご覧いただければと思いますが、一番上の「障害・疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」あるいは「母子家庭等の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合等で保育が必要な場合」ということで、その対象がかなり限定されているということが分かります。職員数は、1対1ということになってございます。連携施設の確保につきましては、一律には求めないということで、必ずしもそういうバックアップ園がなくてもよいということが国の案になってございます。

8頁は、事業所内保育事業の基準として、会社内あるいは事業所内で実施する保育事業の認可基準でございます。2つ目の「保育従事者」は、20名を区切りとしていまして、これは先程の小規模保育事業が19名以下と児童福祉法で規定されている関係からきているかと思いますが、20名以上の場合は、保育士資格を持っている人100%であるのに対し、19名以下の場合は2分の1以上でよいという基準になっております。

また、9頁に別表を示させていただいておりますけれども、いわゆる「地域枠の定員」、その事業所や会社の社員といいますか、従業員の方の枠だけではなくて、地域に、その社員でもなくても利用できる枠を規模に応じて一定数以上設けなさいということが示されております。例えば、11名～15名の定員を設定した場合は、4名については地域から入所させなさいという基準になっております。

以上が地域型保育事業の認可基準になりますが、ちょっとまたA3横の資料をご覧いただければと思います。認可保育所から認証保育所まであるのですが、実はこの小規模保育についても散々議論がされているところです。世田谷区の場合は認可保育所を中心とした整備をこれまで進めてきておりまして、現在、この4月のスケールをお話させていただきますと、認可保育所の数は、その4行目、施設数という欄に記載してございますけれども、預かるお子さんの総数は、認可保育所が10,600人ぐらいとなっております。それから保育室が15園で431人、保育ママは、保育ママさんの数が25人で、お子さんが89人、家庭的保育事業が107人、認証保育所が2,187人と、こういった実態でございます。

その中で、今ご説明しました4つの地域型保育事業の中の特に小規模保育事業、こちらに移行する可能性があるとするならば、保育室や認証保育所の中の規模の小さいところ、あるいは全くこの表にない、全くの認可外保育施設、そういうところが新たな小規模保育事業に移行してくるのかなと思っております。

資料6の10頁～13頁は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準となっております。「特定」というのは、国の支援給付が受けられる施設です。区市町村が「確認」をした場合にはその施設や事業は「特定」がつくかたちになるのですが、特定教育・保育施設には、いわゆる認可保育所、給付制度に移行した幼稚園、認定こども園が該当します。それから特定地域型保育事業というのは先程認可基準をお示しした4つの事業で、区が「確認」

をしたものが該当してくるのですけれども、その「確認」をするための基準案です。設備等に関する基準につきましては、地域型は先程ご説明した基準に基づき区が認可を、施設型の認可保育園、幼稚園（幼稚園は実務上、事務処理特例条例に基づき区が認可を行う）認定こども園については都が認可を行います。が、「確認」については施設型・地域型両者について、区が行うこととなりますので、その基準になります。この基準については、国の政省令案もいまだ示されていない状況でして、ここで示している基準案は、国の子ども・子育て会議の中で議論され、対応方針として国が示した内容をまとめさせていただいたものです。右側の「世田谷区基準案」が空欄になってございますが、これは今後、国が示すそれぞれの項目に対する基準に対しての区基準案だけではなく、それに加えて独自に、世田谷区として幼児教育・保育施設はこうあるべきだということご意見をいただきながら、この区基準案を検討してまいりたいと考えております。今この区基準案の欄は空欄ですので、この欄をつくっても意味がないというご意見もあるかもしれませんが、決して全く何もない空欄ではなくて、ここに皆さま方からいただいている、今日参考資料としてお配りしておりますいろいろな意見や、部会での議論を踏まえて、この空欄の中にいろいろな区基準を盛り込んでいきたいという趣旨でございます。

13 頁まで詳細の国基準案を記載してございますが、そういう意味ではかなり国のほうでも質を大切にすることによって多岐の項目にわたって基準が示されております。

続いて 14 頁でございますが、支給の認定に関する基準でございます。こちらにつきましても現時点で政省令案は示されておらず、子ども・子育て会議で議論されている資料を取りまとめたものでございます。

最後に、15 頁が、放課後児童健全育成事業の基準でして、こちらについても、世田谷区で設備と運営に関する基準をつくることになっていまして、現在出されている国の基準案を示させていただいております。

3 行目になりますけれども、児童の集団ということ、定員の規模について、おおむね 40 人以下、1 人あたり面積おおむね 1.65 m²以上というような基準が示されています。

以上が資料の説明でございますが、いずれにいたしましても、現在示されております国の基準の案を踏まえながら、区としてどういったことを盛り込む必要があるのかといった視点でご議論いただければ大変有り難いと思います。

部会長 : それでは、この条例で定める基準についてのご意見、ご質問も含めてありましたらどうぞ。

副部会長 : これもどうやって議論していくのかということがすごく難しいと思うんですね。まず 1 つは、先程お話がありましたけれども、すでに皆さまから基準案についてのご意見というのが参考資料としてまとめられております。例えばざっと読んでいただいた上で、ここはもうちょっと深めてほしいとか、あるいは、ここはもうちょっと違う考え方があっていいのではないかと、というようなことで少しご意見をいただくかたちがよるしいですかね。先程のお話ですと、9 月に条例制定ということなので、7、8 月ぐらいまで議論ができるとすれば、これは相当に広範囲に及ぶ議論なので、それを 1 つずつ固めていくのでしょうかね。

まだ国の方針が出ていないものもありますが、「従うべき基準」は、要するに最低基準ですから、それを上回ることは許される。そういう意味では、世田谷区としてはこうあるべきではないかという議論はやっておいたほうがいいたろうと思います。

同時に、参酌については、当然世田谷区として国基準を参酌しながら基準を決めていかなければいけないことですので、それについても肅々と議論していかなくてはならないと思います。

それでもう1つ、前回の議論の中でぜひ条例の中に世田谷区独自の課題意識というものを入れ込んでほしいという議論があったと思います。例えば、災害等に関する基本的な考え方、人権救済に関する仕組みというもの、あるいは質の担保とか、世田谷区独自の方式としてもうすでに出来上がっているものがあると思います。そういうものは、具体的なこの基準の中にはなかなか入り込まないものなので、条例という場合に、国が示している枠組みの中に入らないものであっても、理念として非常に重要な、世田谷区の今まで積み重ねてきたものを、一体どの枠組みの中で入れ込んでいくのかが重要だと思います。国が示すものはいわゆる全国統一的な基準なので、世田谷独自のものとしてやらなければいけないというものをきちんと議論するということが必要だと思います。それを忘れないようにして、この今、出された4つの基準についてご意見をもらいながら、今後の議論の進め方を考えていってはどうでしょうか。

部会長 : 2つございまして、1つは国の政省令がいつ頃出るのかということと、それから、この会そのものが、それとの関係もあると思うのですが、あと何回やることになるのか、今見ましてもすごく膨大な量ですよ。1つ1つ議論していくかたちなるのか、その辺のところについて少し、事務局で考えていらっしゃることをお話いただけますか。

事務局 : スケジュールということなのですが、まず9月の区議会で条例を提案するということになりまして、遅くても7月の終わりには、区基準案をまとめ、その後、条例のかたちにして、条例案を区議会に報告・提案していく必要がございます。条例を策定するうえで、その内容となる基準案を固めたい日程としては、7月末を目安としてございます。

この子ども・子育て部会につきましては次회가6月、次第に記載してございますが、6月27日となっておりますので、日程を考えますと、先生方のご都合がつけば、もう一度ぐらいは6月の次にご議論いただけるのかなと思っております。

国のスケジュールは、あまり当てにならないところもありまして、私たちが今、把握しているところだと、5月中には政省令が公布されると聞いております。政省令案についてはおそらく4月中には示されるだろうと思っております。内容は今月末か、5月の連休明けまでには把握できると思っております。

部会長 : そうしますと、今日、残された時間との関係で、1つは、前回も委員からのご意見ということです。いづんいろいろな意見を出していただいているのですが、さらに今日説明があったところを踏まえて、確認したいことや、あるいは、今ここで話をしておきたいというご意見を出していただくということでやりたいと思います。

それからもう1つは、この委員会の委員の方は大変熱心にご議論というか、意見を出していただきますので、少し宿題にして、もう一回よく読んでみて、皆さま方、こういう点が重要ではないかというような、意見を寄せていただく。それを踏まえて準備していただいて、次回議論を重ねるといふうにしたいと思いますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

それでは、そういうかたちでやっていくとして、今日確認しておきたいとか、あるいは、こういう点が非常に重要なのではないかというご意見があれば、ぜひいただきたいと思います。前回、意見をいただいているもののまとめを踏まえていただいてもいいですし、もう少しこういう点が重要なのではないかという新たなご意見をいただいても結構です。

委員 : 14 頁の支給認定に関する基準案のところ、この中にたぶん入っていないと思うので、コメントをいただきたいことが2点です。

1点、いわゆる特定妊婦というか、十代の妊娠・出産みたいな人たちは同居の人が多いのではないかと考えていますが、同居であると、認定されにくいというか、入りにくくなってしまふのかなと。たぶん、その他で、支援して下さっているとは思いますが、特定妊婦が利用しやすくなるような基準を入れていただくと安心かなと思います。

あと事由の4番、同居親族の介護・看護になっているのですけれども、実感としては世田谷区の人たちは、結構、遠距離に住む親族を通して介護されている方がいて、4時間かけて行って、6時間病院にいて、4時間帰ってくる、そういった人たちもいるので、その辺の方への配慮はあるのかなと気になったところです。

部会長 : 今日のご意見をいただしておくことにしたいと思います。

委員 : この条例に対する区の立場という視点で確認したいのですが、ちょっと的外れかもしれないのですけれども、こちらの資料の1頁目の一番最初の「最低基準の向上」というところの国基準案に、区長は設備や運営を向上させるよう勧告することができる、そういった区としてのスタンスが書かれています。一般的にはこういったかたちで基準の中身をしっかりと守らせる、指導するといった立場が主になってくるとは思います。例えば、研修に関しては職員が努めること、あるいは事業者がそういう機会をしっかりと設けるべき、といったことが書かれています、その際に、例えば、そういう研修を事業者が行っていくことを、区として何らかの支援をしていくといった、立場での何らかの書き込みをしていくのか。同様に、先程、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園を確保しなければいけない、という連携施設に関する基準というのがありますが、これについても事業者が自分たちで確保していきなさいという書き方なのか、あるいは、何らかのかたちで区が、確保できるような支援をする立場で関わっていくといったことも書き込むべきなのか。その辺も含めて、少し区の立場、守らせるという立場なのか、こういったことが守っていけるような支援を区としてやっていくといった視点も含むべきなのか、の議論が必要かなと思っております、私は、後者のほうがいいのではないかと思います。

部会長 : これは全体に共通する区としての考え方の基本になる点だと思いますので、とても大事な点ですね。そういう基準を守ってもらうとか、やってもらうという

ことと、それができるような環境をつくっていくということを考えて基準をつくる必要があるのではないかということです。

委員 : 先程の、連携先を確保しなくてはいけないというところが、事業者としては不安なところでありまして、受け入れ先といいますか、連携先としてはどういうふうに思っているのかなとか、そういうところですごく不安があるので、先程委員がおっしゃられたように、そこを区が支援してくれると助かるなと思います。

それから小規模のところ、A型、B型、C型というところであって、ご意見の中に、思い切ってB型をつくらないという意見もあったりしたのですけれども、今、保育士証の偽装問題とか、いろいろなことがあって、100%有資格者を求めるA型だけだと厳しい部分もあって、保育士2分の1以上というB型設けられた意図というところで、今、全国的に保育士も足りない状況で、資格を持っていないけれども、保育に関わっていきたいという方はたくさんいらっしゃいます。なので、潜在保育士をどう掘り起こすかという視点のほかに、今、資格はないけれども、これから携わっていきたいという人のためにもB型という類型が必要かなと思います。また、働きながら保育資格を取得するというところがすごく難しい状況になっているので、世田谷区として、そういった支援もしていただけたらと思っています。

部会長 : 基準を示すだけではなくて、どうやって確保して、そして質を上げていくのかというあたりのところを意識する必要があるのではないかと思います。

委員 : 今のご意見、私も本当にそう思います。区のほうは、ものをつくりました、その土地を探してとやったださって、本当に大変なお仕事をされているなと思うのですけれども、ものをつくっても、その中を運営していく、4月1日までに子どもをちゃんとみれる保育士を確保していくというのは非常に今大きな問題であります。

ですから今言われたことというのはすごく大事で、人がいないから、基準を下げて人を確保していくということではなくて、保育の質を担保して、子どもたちをみる人間をどう育てていくか、どうそれを確保していくか、そのことにぜひお力をいただけたらいいなと思います。

その中には、単純に言えば、眠っている有資格者を引っ張るということもあるのかもしれないけれども、それだけではできない部分がございます。例えば、いろいろな研修ということで、気持ちのある人たちを、というお話がありましたけれども、そこをどう担保していくか、その人たちを含んだとして、その人たちがどれだけ質を確保しながらやっていけるのか、担保していけるのかということが重要だと思います。要するに、2万人の保育施設を建てたとしても、それを実際にその中で子どもたちを保育していく人を育てるということも計画の中に組み込んでいかないと非常に難しいと思います。

副部会長 : 今おっしゃっていることというのがまさに、既存のフレームの中で議論できることと、できないことがあるということだと思います。

具体的には、新しい事業をどういうふうにこの世田谷の中で組んでいくかということのある程度の見通しがないと、結局はこの中に盛り込む内容が固めてい

けないところがあって、その新しい事業というときに世田谷区が持っている特徴ということを議論しなければいけないと思います。

その1つが、待機児がこれだけたくさんいる。つまり子どもを育てている家庭が非常に増え、あるいは子ども自身が増える中で、そして保育園も、幼稚園も含めて、希望する人たちが非常に早い年齢から出てきているという状況の中でいうと、今まで議論されていないのだけれども、例えば、保育士の資格を取るためのいわゆる特別給付金みたいなものを出して、働きながら資格を取ることにへの支援も必要だと思います。一時、看護師なんかでもそういうことをやっていたと思うのですが、保育園などで、短時間で働いてもらいながら通信制とか、夜間に学校に行ってもらう。そのときの給付金みたいなものを区として助成するとかが考えられます。私、全国から東京が保育士をかき集めているという、そういう話ばかり全国の保育士養成の学校から責められるようにいわれていますので、東京にもこれだけ保育の仕事をしたい人たちがいるし、資格を取りたい人たちもいます。保育士の資格を取るということ子育てをしていただくためにも非常にいい資格養成であるので、そういう新しい発想で、資格者自体を養成していくというような、総合的な見解が出てくるといいなと感じます。

先程お話にありましたけれども、区立の保育園がまだ49園ありますので、例えば、区立保育園はもっと特別な保育をやる。その中では、今、委員がおっしゃったような、地域型保育事業と連携するなどできると思います。むしろ区立保育園というのはもっと大胆に変えて、区立保育園こそが今、区の保育で足りない部分を徹底的に補てんしていくというぐらいに変身をししないと、特に世田谷のこの待機児、あるいは保育の課題というものを、全体のものとして変えていくという発想にはならないのではないかと思います。

そういう意味では、この条例をどうするのかということの議論と同時に、どういう保育、どういうそこでの運営というものを実現し、そして、その中で、世田谷区全体の子ども・子育ての支援システムをどのようにしようとしているのかという議論がないと、たぶんこの議論というのは非常にむなし議論になってしまうのではないかと思います。

委員 : 私は小規模保育事業B型の基準に関して、本当は、有資格者が半分でいいというのは非常に不満なのですが、現状、様々な事情からこうなっているのだなと理解するように努めておりまして、とにかく今お話がありましたように、少しでも有資格者の比率が高まるように区が支援していく、あるいは、そうしたほうが事業者が運営しやすくなるようなインセンティブをつけていただけるといいなと思っています。

それで今、保育士不足ということがすごくいわれているわけなのですが、ハローワークで有資格者に取った厚生労働省の調査によれば、潜在保育士が60万人以上いて、その中で、なぜ現場に戻らないのかという理由は待遇が一番に上がっているのです。それでその待遇が改善されれば、戻ってもよいと考えている方がかなりの数いらっしゃるということがハローワークの調査で最近明らかになっています。

ですから、税金をどれだけ投入するかという話に直結してしまう部分もあるのですが、一方で、私は事業者を様々見て思っておりますのは、事業者によって

人件費率がだいぶ違うということです。保育の質は人そのものですので、なるべくいただいた公費は人件費にまわして良い人材を確保するように事業者にも努めていただきたいと、特に保護者の立場から強く願っております。そういう意味ではちょっと話が飛んでしまうのですが、ひとつその事業者の開示すべき情報として、施設ごとの人件費率というものを明確にする。それによって、世間の目にさらすことによって、ここの施設はちゃんと保育士さんにお給料を払っている施設なのだ、だから質がいいかもしれないと保護者が思うような、そういう仕組みをつくっていくということも大切で、それがひいては保育士さんの待遇を上げ、そして現場から離れてしまっている保育士さん、あるいはやめてしまう保育士さんを引き留めて、離職率を抑制するという方向に結びつく可能性があるのではないかと思います。非常に長期的な話になりますけれども、そういう展望も持っていったほうがいいのではないかなと思っております。

委員 : 今の委員の意見に賛同します。

地域でもそのことはすごく心配とされているのですけれども、この給付制度のところで話し合うというのはすごく難しいので、子ども計画をこれから考えていくこともあるので、できれば、これに関するワークショップなどができたらいいなといつも思っています。副部長がおっしゃった資格取得のバックアップなども、今、個別にやっていますが、4月から5月の間にエントリーしないと1年間チャンスがない、8月のを受けるために1年に1回しかチャンスがないのです。4月には、そういうお知らせもしっかり行い、受ける人たちのバックアップも個別にやっているのですけれども、資格は持っていて自信がないという人の中には実践がない人たちがたくさんいます。資格だけは持っているという方が多いので、できれば、既存の保育所がそうした方の受け入れをしていただけると、研修事業、それがオン・ザ・ジョブでしていただけたら、新規で開設するところでも、本当に数年しかキャリアがない人たちをかき集めるといった事業者がだんだん増えてくると思います。なので、所属にお任せする、事業者にお任せする研修ではなく、所属に関わらず、一緒に研修していけるような場づくりとか、そういったものを、この事業計画の中には入れられないかもしれないのですが、子ども計画には、ぜひ入れていただけて、安心できるようなものになっていくといいなと思います。これには区の支援というのが本当に必要になってくるものだというふうに感じています。

部会長 : 今まで発言していらっしゃらない方、ぜひ、ひと言ずつありませんか。

委員 : いろいろな話をあちこちで取材というかたちで聞いているのですけれども、潜在保育士の問題はすごく大きいなと思います。この場で、みなさんで考えなくてはいけないうのは、例えば、保護者の立場の方は、絶対保育士さんでなければこわいとか、有資格者2分の1はあり得ないだろうとか、それは保護者の立場から思うわけです。一方で、その経営している方々の側からの意見とか、区の意見とかは、またそれとは違うと思うので、そういうことのすり合わせがすごく必要かなと感じます。

それから幼稚園も、例えば、給付にのらない園について、この会議の中でどういうふうに位置づけていくのか。たぶん給付にのらない施設についても、いろいろ含めて考えていかない限りは、世田谷の場合、待機児解消や、子ども施策

というのは成り立っていかないと思います。ですから、この場はその給付のこと、新制度についての議論はもちろん必要なのですけれども、給付のあるなしだけではなくて、それにのらない施設、もしかすると認証保育所などでも、のらないところがあるのではないかなと思っていて、そういったところも含めて、どうしていくのかという仕組みをつくっていかないと、世田谷の場合は待機児解消も含め、いろいろな施策が難しいのかなとすごく感じています。

また、潜在保育士については、また現場に復帰したいと言っているけれども、結構、条件が厳しいとか、働く時間が限られているとかで、なかなか働けない。あと現場から離れていたんで、使う側もこわいという話も聞いています。

そこには研修が必要だと思うのですけれども、その研修をする場所、区内に養成校もいくつかありますし、そういう養成校で交流していけるようなかたちを区で考えるなどできないかなと思います。

あと、世田谷でも、世田谷以外の区でも、取材で区立保育園を退職した方の話をよく聞くのですけれども、そうすると区立の先生たちは、退職したあとも再任用で働きたいという意向は結構あるんですね。だけれども、今までは区という後ろ盾があったから安心して保育をやってきたけれども、それがなくなるとはこわいという意見をすごく聞くのです。だからそのところをバックアップできるような、それこそ本当に保育センターみたいなところで研修をする、社会福祉法人などでつくって、そこで任用するようなかたちにして、研修とか、そういうことをやっていくような仕組みがあると、安心なのかなと思います。

それからちょっとこの基準案について個別に見ていくと、放課後児童のところは政府の政省令案ではちょっと弱いかなと思っています。案だと補助員についての規定が全くないのです。この資料6の15頁辺りのところですが、そういう補助員についても、例えば、研修が必要だということになったら、区でバックアップして何かこの補助員に対する規定みたいなものも必要ではないかなということも感じました。

それから、家庭的保育事業のところは先程も出ていましたように、人数の問題、資格者の配置の問題があると思うのですけれども、居宅型の利用のところ、母子家庭の夜間の保育というふうに書いてあるのですが、すごく限定されたかたちなので、これはどういうかたちで認定するのかということについても、区の基準では必要かなと思います。

大枠のところでは、退職者の再任用、あとは研修ができるような仕組みを支えることと、給付にのらない施設についての対応、これらを考えられればと思います。

委員 : ちょっと話題が変わってしまうのですが、国の制度では、3歳未満の保育の必要性なしの方は対象外と、区切られてしまっていますし、放課後児童健全育成事業については6年生までと、もうそこがなにか固まった前提にあると思うのですが、世界の動きをみても、先程も話がありましたけれども、3歳未満の教育という面での保育の保障ですとか、あと中学生の学童保育というところも、私は非常に重要だと思っています。イギリスだと12歳から14歳の学童保育の利用が3割程度あって、むしろ低学年より多くが利用しているという国もありますし、そこは子どものためという視点に立てば当然必要になっ

てくることではないかと思えます。

まず学童については中学生の部分はどう議論したらいいのかというところで、今回、6年生までという枠でつくるのか、区として中学生のことについて、実際、区として中学生のことについて、やっているというふうに聞いていますので、そこは条例でどのように反映させるかというところが考える視点かなと思いました。

あと保育の支給認定のところ、国の基準に沿うと3歳未満で保育の必要性がないという子どもは全くここに入らないわけなのですけれども、基本保育として、例えば、1時間とかということを保証するというのも、これだけ足りない中でそんな話は難しいとしても、そういったことを将来的には議論して、ひろばとかというかたちではなくて、教育の保障として認定していくということも個人的には必要だと思います。

委員 : 事業者としては100%保育士というのは厳しいかもしれないので、ここでは大変申し上げにくいのですけれども、私どもは利用者の立場に立った良質な保育サービスをするという基本的な考えのもとで仕事をしているわけです。その最低基準はやはり、基準職員は有資格者であるべきだと思っています。いろいろなご意見がある中で、申し上げにくいのですけれども、利用者の立場、保護者の立場でしたら、資格のある方にみていただきたいと思っています。私もどうしたらいいかなと思ったときに、まず、わが子がどうしてほしいかというところに戻って考えるようにしております。やはり、有資格者であってほしいというのが保護者の思いではないかなと思います。

我々事業者は有資格者であっても更に研修にできる限り参加して頂き勉強をしてもらっています。まず資格があって、更に研修という形で人を育て、保護者に安心して頂きたいと思えます。

次に、職員の採用面接をさせていただくのですけれども、「どうして前の保育園をおやめになって、ここを選んでいただきましたか」ということを必ず聞いております。「この園は給料が高いから」と率直に言われる方が昨今増えたように思います。当園はまだまだ高くないし、もっとモチベーションの持てる給与にしたいと思っております。多少の給与差で保育士さんたちが慣れた園を動いてしまうということはずごく残念です。待遇の改善も、行政で手掛けていただいておりますけれども、さらにこの歩みを押し進めて頂きたいと思えます。これからは質のいい保育士を揃えて、質の高い保育を目指してまいります。

委員 : 今の保育士2分の1以上というところで、私も保護者の立場から言いますと、新聞とかにそういう基準が、ばーんと見出しで出ますと、ハレーションを起こすのは当たり前で、今、いろいろな保護者の立場と、いわゆる事業者の方々の両方の思いを聞きながら思ったのは、保護者は資格という部分しか言語を持たないというか、それ以外では語れないからハレーションを起こすのかなと思います。今、事業者の方々がお話いただいたように、実際に保育士さんに接してみると、その人に資格があるかないかとかは、実はあまり気になっていないのですね。なので、ちょっとうまく言えないのですけれども、世田谷基準というか、保育の質を誇る世田谷として、何か一定のその保育士2分の1以外の別の言語による基準があれば、保護者も安心するし、実質的なところが伴うのでは

ないかなと思いました。

部会長 : 例えば具体的にどんな言語が考えられますか。

委員 : 数値で語りづらいのですが、数値化が本当はわかりやすいので、例えば、資格がない方だとしても、実績・経験がこのくらいあるということがわかるというのも一つだと思います。あとは、さっき別の委員がおっしゃっていたのですが、OJT というのは、特に保育では重要だと思いますし、逆に、資格があれば安心というのは言い方としては実は乱暴だと思っています。だからこそ何かその数値で示されるものと、感覚的な言語で、ちょっとうまく言えないのですが、体感できる言葉があればいいのかなと思います。

副部会長 : オセアニアの地域なんかは結構、保護者が保育に参加をしたりするんですね。また、国のルールとして、職員は年間 20 日間ぐらいでしたか、結構長い基本的な研修を毎年受けるんですね。20 日というところちょっと言い過ぎかもしれないので、例えば、それを毎年 2 週間ぐらいは区立保育園で研修をきちんと受けてもらうとか。研修ときに結局、代替職員を確保しなければいけないので、施設側としてはなかなかそういう研修に職員を出せないのだと、よくいわれるわけですけれども、例えば、そういう人件費を、区が出して、なおかつ区立保育園で 2 週間、毎年研修するとか、やりようはあると思うのです。こういう研修をきちんと受けていますというようなことや、保育士の資格を今、学校に行き取らせていますとか、あるいは、今まで自分の子どもとして何人育ててきましたとかという、そういう情報をきちんと公開して、働いていただくことなどが考えられないかと思っています。

資格を持っていたって、20 年前に資格を取ってそのままというよりも、今そういう研修をやっているかどうかということがとても大事なので、資格の有無だけではなくと思います。資格の議論というのはもっとしなくてはいけないと思うのだけれども、資格って何だろうということをきちんと議論できると、今、待機児がこれだけいる中で、世田谷で、人をきちんと確保していくために私たちは何をしなければいけないかという議論ができるのではないかと思います。

委員 : 資格がない方に対するということの中で思ったことを申し上げます。

保育士資格がなくてもどういう気持ちで保育に臨むかが重要で、保育の理念みたいなのがしっかりとインプットされていて、しっかりと子どもをみていきたいという方は保育に関わっていただいていると思います。あとは、教育とフォローアップだと思うので、そのフォローアップをどれだけ世田谷区として行っていくことができるかというところを打ち出していけばよいのではないかと思います。保護者としては、いきなりたくさん保育施設が増えると、この保育所の働いている方々はどうなっているのだろうかとか不安になるところなので、急ピッチで待機児童問題を解決しなければいけない世田谷区の特徴があると思うので、その不安を払拭できるような対策を打ち出していくと違うのかなという気がします。

最初に、保育士として働くにあたっての研修、加えて月一のフォローアップといった研修、研修の時間を確保できるように事業者の方に対して何らかの支援を行うといいのではないかなと思いました。

委員 : ちょうど准保育士の問題で国に意見書を出してきたばかりなのでちょっと黙っ

ていられなくなってしまうので申し上げますけれども、もちろん資格があったら絶対に安全とか、資格がない人が全部駄目だということは絶対に言えないです。ただ、リスクの問題という、パーセンテージの問題でもう少し考えなければいけないとっていて、無資格者がたくさんいる認可外の保育施設での死亡事故の発生率は認可施設の20倍でした。きちんと有資格者が働いている職場では安全が確保されているということは数値からも明らかなのです。もっと質を上げるとか、有資格者の質の低い人たちをどうするかという話はまた別の問題であると思います。

先程、委員が基準職員という表現をされましたけれども、その3対1であるとか、6対1であるとか、そういった基準職員のところには、基本的に有資格者がつくべきだと思っています。小規模保育B型がこのままいってしまえば、無資格者が基準職員に入ってくるわけですが、基準職員には、基本は有資格者がつくべきという考え方をすることは、必要だと思います。

子育て経験であるとか、そのあとのフォローアップであるとかということは、むしろ基準職員以外の人員のところ、無資格者の方を抱えて、現場で働いてもらって、そして保育の資格を取るように支援するといったかたちで育成するということは考えられると思います。ですが、いきなりこの少ない3対1、6対1という割合、やっとなら3歳児が20対1から15対1になりますけど、この保育者1が子育て経験があるだけの主婦だというのは、ちょっとあり得ないかなと思うのです。

ですからその辺は、切り分けて考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

委員 : 今の有資格者の意見は私も慎重に考えたほうがいいなとっていて、その資格、免許等については一定の基準というか、内容があって、それについて学んだ人がその資格を取得するとなっているわけで、同時にその責任とか、そういった問題も一緒にあわせもっているわけです。

私は保育者養成をやっているんで、そういう観点からいうと、有資格者とそうではない人が同じように仕事をするという状況になったときに、保育をする人の、例えば、やりがいであるとか、責任感であるとか、倫理であるとかということが揺らいでくるのではないかなと思っています。

ですから、潜在保育士も大事なのですけれども、今働いている有資格の保育者がちゃんとやりがいをもってやれるという状況をつくるのが重要であると思います。先程、保育センターのような話が出たのですけれども、例えば、外から、事業者の人件費率が見えるとか、お金の動きが見えるということも大事だし、利用者の意見をそこに取り入れていくというのももちろん大事なのですけれども、保育者自身が声を上げるところがなかなかないのですね。保育者が外に行っているいろいろなことを出せるという仕組みが必要で、保育者が自分の職場で問題を抱えていて、職場の中だけでは解決ができないで、結果、そこをやめて別のところにいくということがあられるわけですが、そのところを、風通しを良くするような工夫があっていいかなと思います。そういうところで研修とか、その問題を持っていけるような相談の窓口のようなものとかを考えていく必要があると思います。

委員 : 私も質をどう上げるか、保護者はどうしたら安心できるかというところで、中が見えるようにしなければならないと思っており、親が入り込めるような保育園にしていくということができないかなと思います。運営委員会の設置など、いろいろ意見としても出していますが、学校はもう地域運営学校ということで、どんどん住民や親が入ってやっている流れがある中で、保育園も、親たちが全部、内容も把握できるようになるとか、そこに保育者の情報もどんどん出していくといった感じで、透明性というか、そこを確保していけないかなと思います。カナダとか、アメリカでは、とにかく保育園に、いつでも親が行って、中に入っていいのだという権利がベースとして保障されています。保健福祉サービス向上委員会の報告書を見たら、世田谷区でもうそうなっているらしいのですけれども、私は、もう6、7年、保育園を利用していますけれども、一度もそういうことを言われたことがなくて、入っていいとどこにそういうことが文書で書かれているのかもわからない。基本的に親はいつでも見ていいし、質問があったらいつでも質問していいし、こうしたらいいのではないかとアイデアもどんどん出せるといったような、運営の仕方についての変更を今回の新制度を機にやらないと、本当に一気に施設が増えたら、質が悪くなるだろうと保護者は不安に思っているので、そこをこうした仕組みでカバーできないかなと強く思っています。

委員 : 今、保育士の問題がたくさん出てきて、それは統合すると、再任用の問題、研修の問題、給与の問題、資格の問題、大体このぐらいにまとめられると思うのですけれども、もう1つそれに付け加えて、保育者の側から申し上げたいと思います。

それは今どなたも触れられていなかったことなのですけれども、保育士が足りなくなってきたりとか、なり手がいないということの要因の1つには、今の保育士たちに対しての責任があまりに重くなりすぎてきているのではないかなということがあると思います。

例えば、非常勤の人に、常勤になりませんかとお誘いしても、断られるのです。「非常勤だからやっているのです」と言われるのです。それは責任が軽いからだという意味です。常勤になると責任が重くなりすぎるので、私は常勤にはなりたくないということをして、「資格を持っている人たち」が言います。

大体どういうことかということ、預かる子どもが低年齢化し、また預かる時間も長時間化しています。そして保護者たちの権利意識が非常に強くなってきています。アレルギー児もすごく多くなってきていますし、気になるお子さんや障害のあるお子さんで通常以上に保育士の手を必要としているケースもとても多くなっております。私も実際に過去に経験がありますが、場合によってはそうしたお子さんたちに、保育士が噛みつかれたり、蹴飛ばされたりとか、そういうことも結構あるわけです。それから、要支援家庭のお子さんも増えております。親御さんが精神疾患を持っていらっしゃる場合などでは、このお母さまたちの対応にあたっては、時としてたくさんの傷つく言葉を保育士たちに向けますし、虐待の問題でも非常に保育士たちは悩み傷ついております。そこを守ってくれるものがないのですね。それを今守っているのは保育園の中だけです。だけれども、これをもっと社会化して、保育士たちもまた守られなければなら

ない存在であり、保育士たちの権利と主張ということも考えていかなければならないと思います。

あと、今、世田谷区はどんだん園庭のない園をつくっています。当園も園庭が狭いので、午前、午後と外に出かけるわけですがけれども、そこでの保育士たちの緊張度と責任の重さというのはどれだけのものなのかということ一度親身になってお考えいただきたいなと思います。そのような視点も保育士が少なくなっているという課題に対して持っていただきたいなと思います。

委員 : 区立幼稚園はご存じのように、全園がいずれ幼保一体の認定こども園に転換されるということが計画されています。9園のうち5園は区立で、残りの4園は私立で運営される予定です。

それに関して、教育の部分については、区立幼稚園で培われてきた質の高い幼児教育が本当に継承されるのかということについて保護者の不安があります。認定こども園化されることによって、区立幼稚園と保育園それぞれが培ってきたノウハウや人材、いろいろなものが合流するわけです。その際に、いろいろな摩擦もあるでしょうし、事前に認定こども園化に向けて、公と民間、幼稚園と保育園の職員の方々の交流、協議の場というものが必要だと思います。区独自の認定こども園の基準を考える上でも、現場の方々が協議・交流する場が不可欠だと保護者の立場から思っております。

区立幼稚園を選ぶ親というのは、大概は園と一体となって教育をしているという実感を持っており、園に対する満足度が非常に高く、園行事への参加や手伝い、PTA 活動に対しても、熱心な保護者が多いのです。幼保一体化で、お仕事をしてお母さん方と一緒にすることによって、園への関わり方が違う方々とどういふふうに折り合いをつけて活動をしていくのか、保護者は不安に感じています。認定こども園に移行した後、園と家庭の強い結びつきなど区立幼稚園の良さが失われてしまうのではないかと不安、そして、これまでの教育や環境が大きく変質してしまうのではないかと不安があるわけです。

保育ニーズのある家庭がどういふものをこども園に求めているのか。区立幼稚園を支持する保護者が持っている感覚とどういふふうにすり合わせていくのか、幼・保の教育をどのように融合させるのか、28年度以降に、順次移行されるという計画の中で、まだまだその議論が足りないのです。今、保育士の話がたくさん出ましたが、区立幼稚園の関係者、保護者の多くは、保育士の方々が実際にどのような保育、教育を提供されているのかといった実態を知らないということも大きな問題だと思っておりますので、関係者間でいろいろ情報交換・協議できる場というのをまずは設けていただきたいなということ強く思っております。

委員 : もう10年以上前から、認定こども園ができたときからずっと認定こども園の取材をしているのですがけれども、最初のときの1年間というのは本当に大変で、とにかく先生方の認識も全く違う、幼稚園の先生と保育所の保育士の感覚が違います。幼稚園の先生は、4時間、5時間という教育時間で、あとの時間で研修などができたのに、こども園になると長い保育時間になるから、それができなくなってくる。保育士の先生たちは逆に、もうずっと8時間以上の保育の中でその研修の時間をどこに組み込むのかということが当たり前であったものを

どういふうにしていくのかといった、シフトみたいなものがすごく難しいという話を聞きます。

ほかの自治体の実例からいうと、幼稚園のお子さんたちと保育園のお子さんたちが一緒に過ごす中で、問題になってくるのが、委員がおっしゃったような保護者の問題が1つ、それから先生の問題が1つ、それとその子どもの暮らしの時間が1つなのです。例えば、ある市の場合で、公立の幼稚園からこども園になったところですが、幼稚園のお子さんたちが帰る2時までは保育園の長い時間の子どもたちもお昼寝ができないとなっているそうです。その後の1時間だけがお昼寝ができる、体を休める時間になっているということで、特に3歳の小さいお子さんたちはちょっときついのではないかという話があったりとか、給食の問題があったりとか、かなり最初のほうは問題があるという話は聞いております。

その辺のところについても何かまとまった話し合いみたいなものを行う必要がありますし、区独自のこども園に関する基準をつくらなければいけないと思います。多くの園を見てきて、例えばお昼のあとに長くいるお子さんと、帰るお子さんを分けているところはわりうまくいっているという印象です。そのやり方も運営次第では本当に子どもにとってちょっと厳しいと思います。例えば、全部一緒に保育をしていると、私が取材に行き、例えば、2時、3時ぐらいの時間になると、お母さんが1人ずつ迎えにきて、「だれちゃんとお母さんがきたよ」というと、毎回全員が振り向くわけです。それを見ると、私は結構長時間子どもを預けていたので、私が迎えに行くときまでうちの子は何回振り向くのだろうと思ってすごくせつなくなってしまうというところもあったのでね。

あと、保護者の問題でいうと、働いているお母さんたちは出たくても出られないというのがあって、小学校にいったからもうそれでいいけれども、お任せしてしまうことにすごく申し訳ないという気持ちもあるし、その辺のすり合わせのためには、今おっしゃったような認定こども園の基準というものをつくってからでないと、たぶんうまく進めていくことはできないのではないかなと感じました。

部会長 : いろいろな意見をいただきまして有り難うございました。特に、後半のほうで、議論の中心になったのは人材の問題ですね、そこをどう考えていくのか。基本的には将来のことを考えると、本当にいい保育をやったださる、あるいは子どもたちの成長に関わるような職員をきちんと確保できるのかということの見過しがなかなかつかない。それからいろいろなところが新たに参入してくると、果たしてそれがうまくいくのかという不安もあるというお話がありましたし、それから有資格者と無資格者の問題をどう考えていったらいいのか。ここでは全部有資格者であるべきだというだけではなくて、無資格の方々にも役割を果たしていただきながら、どう資格が取れるように支援するかとか、研修をきちんとしていくかということも含めて議論がありました。有資格者であっても、その質も上げるということ、あるいは安心できるようなことをやっていただけるようにしていくためにはどうしていったらいいのかということが話し合われたと思います。

それと、潜在化している保育士が安心して職場に戻っていただけるような仕組みというものを具体的に考えないといけないというお話もありましたし、一生懸命働いていらっしゃるのですけれども、相当なストレスを抱えて仕事をせざるを得ないような状態が広がっていますから、その意味では、その OJT とか、Off-JT をきちんと組み込むようにしていかないと、日々過ごすというだけでは燃え尽きてしまうようなことが起こってくるので、その辺りを区として考えなければいけないといった意見もありました。それから区立の保育園がこれからどういう役割を果たしていくように位置づけるかという、せっかく今あるわけですから、全体を考えていく上での大きな役割を担っていただけるようにすべきだというご意見も出されていたと思います。

今日、副部長から、それぞれの基準の中身の1つ1つというだけではなくて、これからの世田谷の子育て・保育をどうやったらいいのかということ、そして特に新しい将来に向けてのあり方ということを考えていく必要があるのではないかとご意見をいただきましたが、それにあわせたようなご意見もたくさんいただくことができたのではないかなと思います。

今日の議論をもとにして、前回もずいぶんお話いただいているのですが、今日帰って、ぜひもう一度よく考えていただいて、こんなことが必要ではないかとか、あまり時間が経たないうちにぜひいろいろ考えていただいてご意見をお寄せいただければと思います。最初に申し上げましたが、そういうことで委員の皆さんのご意見をできるだけ反映させて、いいものにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 : 保育のところはそれでいいのですけれども、15 頁の放課後児童のところ、世田谷区はわりと国より先行して全児童やったりとか、新 BOP を全区立学校で実施しているという状況で、この基準をどういうふうに見ていったらいいかということが、ちょっと分かりにくくて、意見が出しにくいと思うのですが。区が今後どうしていこうとしているのかということがわからないまま意見を出すというのはすごく難しく、ゼロベースでこの基準に関して話をすればいいのか、放課後児童のところ、世田谷区はこういうふう考えているけれども、今後どうするかという話なのか、ちょっと意見が出しにくいので教えていただければと思います。

部会長 : では事務局お願いします。

事務局 : 世田谷区の学童クラブについて、今後どうしていくかというのがなかなかこの中では見えにくいと思います。この基準は基準としてつくりますけれども、世田谷区のこれからの学童クラブというものをどうやっていくかということは、例えば、これまでも地域の方の力を借りるとか、世田谷区には BOP もあり、学童とあわせて新 BOP という呼び方で実施しておりますけれども、そのあり方も含め、広く子どもの放課後の過ごし方という視点でご意見をいただきたいと思っています。今後、次期子ども計画の策定を控え、これとあわせて、世田谷区の学童クラブ、子どもたちの放課後について検討していきたいと考えておりますが、今の段階で方針をお示しできないため、広くご意見をいただければと思います。

部会長 : 基準の中身のこともありました。それから、仕組みの話も出ていましたので、

そういうことも含めて、いろいろご意見いただければと思います。それでは議論としては、この2つでいいですかね、有り難うございました。議事はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : 有り難うございました。

委員の皆さまより様々なご意見をいただきました。一番感じましたことは、皆さまが保育、それから幼児教育それぞれの立場で熱い思いを持ってご意見をいただけたということをお今日はじめて参加させていただき感じました。短時間でしたので、まだまだ皆さまお話ししたいことなどたくさんあるかと思いますが、部会長からお話がありましたように、今後、ご意見がありましたら、事務局までメール等でいただければと思っております。皆さまからの貴重なご意見を参考にこれから基準案の策定を進めてまいりたいと思っております。

では、事務連絡を2点ほどさせていただきます。

本日の議事録につきましては、おおむね10日ぐらいの間に皆さまにメールでお送りしたいと思っております。ご自身の発言等に誤りがないかなどご確認いただいて、修正した後、区のホームページに資料とともに掲載させていただきます。

もう1点は、次回のお知らせですが、第5回子ども・子育て部会につきましては、平成26年6月27日、金曜日、10時から2時間程度を予定しております。委員の皆さまには限られた候補日程の中で調整いただきまして誠にありがとうございました。会場につきましては、この場所を予定しております。時期が近づきましたら、改めてご案内をさせていただきます。

議題につきましては、子ども・子育て支援事業計画の需要量見込みの補正案をお示ししつつ、確保の方策とその実施時期についてご議論いただきたいと思います。冒頭でお話ししましたが、当初の6月の条例制定の予定から変更がございまして、少し議論の時間もございますので、会議の進め方についても少し検討させていただき、またお諮りしたいと考えております。

以上をもちまして、第4回子ども・子育て部会を閉会させていただきます。長い時間、有り難うございました。

以上